


様式第4号（第5条関係）

平成30年3月31日

古賀市議会議長

議員名 渡 孝二 

平成29年度政務活動費収支報告について

古賀市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、別紙のとおり政務活動費収支報告書を提出します。

- 1 平成29年度政務活動費収支報告書
- 2 添付書類
 - (1) 政務活動費収支報告書（別紙1）
 - (2) 政務活動費支出内訳書（別紙2）
 - (3) 領収書又はこれに準ずる書類

別紙 1

平成 29 年度政務活動費収支報告書

議員名 渡 孝二

1 収 入

政務活動費 120,000円

2 支 出

項 目	金 額 (円)	支出内訳書の番号
調査研究費	100,800	
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 費	16,332	
支出合計	117,132	

3 残額

2,868円

別紙 2

平成29年度政務活動費支出内訳書

番号	期 間	内 容	経費 (円)	備 考
1	平成29年 7月10日(月)～11日(火)	「改正農工法」及び「調整区域内」の 開発に関する調査研究	56,000	報告書添付
	平成30年 1月24日(水)～25日(木)	「飛び市街化区域」及び「調整区域内」 の土地利用に関する調査研究	44,800	報告書添付
2	平成29年4月 ～平成30年3月	事務費 (消耗文具)	16,332	

※ 研修及び視察には報告書を添付のこと

領 収 証
 会派 自由クラブ
 渡 孝二 様

No 081160

2017年 7月 14日

金 額 ¥56000

但し 旅費として

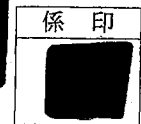
上記の金額正に領収致しました



請求No.	22531
内 現金	✓
内 小切手	
内 振込	
内 相殺	



ジョイトラベル
 〒811-3103 福岡県古賀市中央1丁目6-40
 tel (092)943-1355
 fax (092)943-1366



領収証

No. 9-029

渡 孝二 様

H 30年 1 月 24日

金 額 ¥44800

内 消費税等

但し 1/24~25 ご利用旅費として

上記正に領収いたしました

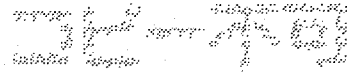
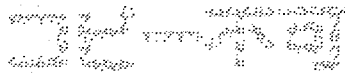
現金	
小切手	

HISAGO #778

福岡県知事登録 第3-554
 ジェイエフトラベル

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴1-8-23-902
 TEL 092-737-3537 FAX 092-737-8707





JALパック
株式会社ジャルパック

予約番号 3Q9UZ

発行明細書

ご出発までに、下記内容についてご確認ください。

お客様氏名：
ワタリ コウジ 様

お支払金額：
134,400 円 (税込)

■現在お手元にあるクーポン類

合計枚数 **0 枚** (航空券引換証 チケットレス クーポン類 **0 枚**)

ワタリ コウジ 様分 2018年01月24日(水) 出発

ズバリ東京・横浜【秋・冬版】2日間<グループ>佐賀⇄福岡空港往復バス券なし (ND1332E)			旅行代金	44,800円
01/24(水)	航空券引換証	JAL0302便 普通席 福岡ー羽田		チケットレス
01/25(木)	航空券引換証	JAL0327便 普通席 羽田ー福岡		チケットレス
01/24(水)	宿泊券	赤坂エクセルホテル東急		クーポン不要

マツシマ イワタ 様分 2018年01月24日(水) 出発

ズバリ東京・横浜【秋・冬版】2日間<グループ>佐賀⇄福岡空港往復バス券なし (ND1332E)			旅行代金	44,800円
01/24(水)	航空券引換証	JAL0302便 普通席 福岡ー羽田		チケットレス
01/25(木)	航空券引換証	JAL0327便 普通席 羽田ー福岡		チケットレス
01/24(水)	宿泊券	赤坂エクセルホテル東急		クーポン不要

フクザキ トモユキ 様分 2018年01月24日(水) 出発

ズバリ東京・横浜【秋・冬版】2日間<グループ>佐賀⇄福岡空港往復バス券なし (ND1332E)			旅行代金	44,800円
01/24(水)	航空券引換証	JAL0302便 普通席 福岡ー羽田		チケットレス
01/25(木)	航空券引換証	JAL0327便 普通席 羽田ー福岡		チケットレス
01/24(水)	宿泊券	赤坂エクセルホテル東急		クーポン不要

■今回発行内容

発券種別	商品コード	出発日/発生日	旅行代金
新規発券	ND1332E	2018年01月24日	44,800円
新規発券	ND1332E	2018年01月24日	44,800円
新規発券	ND1332E	2018年01月24日	44,800円
旅行代金合計			134,400円

発行日時	2018年01月10日(水) 16:53	発行店舗名	JSAーージェイエフトラベル
------	----------------------	-------	----------------

予約確認書

売上No: 00022531-03

発行日: 2017年07月14日

福崎智之 様

ツアー名: ANAで行く東京2日間

福岡県知事登録旅行業 第2種-380号

ジョイトラベル有限公司

総合旅行センター

〒811-3103 古賀市中央1丁目6番40号

TEL: 092-943-1355 FAX: 092-943-1366

責任者: [REDACTED]

担当者: [REDACTED]

予約内容

No. 項目	単価	数量	金額	備考
I ANAでいく東京(ホテルニューオータニ)	56,000	1	56,000	1泊朝食付き
合計金額			56,000	

予約詳細

《JR・航空・フェリーなど》

利用日	出発地	到着地	便名	クラス	発時刻	着時刻	備考
2017/07/10	福岡	羽田	ANA244	普通席	9:00	10:40	
2017/07/11	羽田	福岡	ANA261	普通席	15:45	17:35	

《宿泊施設など》

チェックイン	時間	チェックアウト	時間	宿泊施設	TEL	条件	備考
2017/07/10		2017/07/11		ホテルニューオータニ	03-3265-1111	シングル喫煙	1泊朝食付き

備考

福崎智之 議員と

同じパックを利用

領 収 書

印紙税申告納
付につき宇都宮
税務署承認済

C 899696

領収日 平成 29 年 11 月 29 日

渡 孝 二 様

摘 要	金 額							
金 額			4	1	6	3	3	2
内消費税					1	2	0	9

伝票番号 2017-112638953

担当者 

支払方法

現金、デビット

クレジット

但 コピー機インク代として

上記の金額正に領収致しました。

備考

お買上店

株式会社 **コジ**
本社 宇都宮市星が丘2-



担当者サインなきもの、金額複写でないもの、金額訂正あるものは無効

会派 自由クラブ視察 行程表

平成29年7月10日(月)～11日(火)

1日目行程

視察先	農林水産省 農村政策部 農村計画課
7/10(月)	ANA244 古賀 → 福岡空港 → 羽田空港 → 農林水産省 9:00 10:40

2日目行程

視察先	国土交通省 都市局 都市計画課
7/11(火)	ANA261 国土交通省 → 羽田空港 → 福岡空港 → 古賀 15:45 17:35

会派代表 松島 岩太
渡 孝二
福崎 智之

会派 自由クラブ視察 行程表

平成30年1月24日(水)～25日(木)

1日目行程

視察先	茨城県 常総市 都市計画課	13時30分～
1/24(水)	古賀 → 福岡空港 (7:45) JAL 302 → 羽田空港 (9:15) → 人形町	
	北千住 → 守谷 → 水海道 → 常総市役所13:30	

2日目行程

視察先	国土交通省 都市局 都市計画課	
1/25(木)	ホテル → タクシー → 国土交通省 → タクシー → 新橋	JAL 302
	羽田空港 (16:10) → JAL325 → 福岡空港 (18:10) → 古賀	

会派代表 松島 岩 太
 福崎 智 之
 渡 孝 二

平成30年4月13日

古賀市議長
結城 弘明 様

会派 自由クラブ 渡 孝二
代表 松島 岩太
福崎 智之

視察報告書

今般、会派の視察を行ったので、次のとおり報告いたします。

視察日 平成29年 7月10日(月)
視察先 農林水産省 農林振興局 農村政策部 農村計画課
視察目的 改正農工法(農村地域への産業導入の促進に関する法律)の概要
及び農地転用の可能性について
視察参加者 会派自由クラブ 渡 孝二、代表 松島 岩太、福崎 智之

視察概要

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 課長補佐、振興係長に面談を頂き、古賀市の現状・立地条件及び古賀市総合振興計画における新原・高木地区の土地利用計画の方向性について概要説明を行い、「改正農工法」による農地転用の可能性について説明を受けた。

- ① 今回の「改正農工法」は、地方における農業従事者の実態を踏まえた担い手確保の観点から、Uターン・Jターン・Iターンを促し、若者の流入・定住化を促進するための企業立地について、農地の転用を可能としたものであるが、全ての農地において転用を認めるものではないこと。
- ② 原則、甲種農地・第1種農地については農地転用を認めていないが、これを例外的に可能としているのが、今回の「改正農工法」であること。
- ③ 「改正農工法」では、優良農地確保の観点から、当該自治体区域内で土地利用調整(農用地以外の農地、第3種農地、第2種農地において、企業立地が可能な区域がないかなどの調整)が十分に行われた上での農地転用を可能としたものであること。

考 察

新原・高木地区については、昭和55年から58年にかけて圃場整備がなされたところであるが、「改正農工法」適用条件である土地改良後8年経過規定は、優にクリアした区域ではあるものの、現在『甲種農地』の指定を受けており、土地利用調整の上でかなり厳しい条件である。

しかしながら、当該地区については、農地法の運用に規定する「甲種農地」の要件には程遠い現状であり、会派としては、農地区分の決定権者である福岡県との協議・調整を早急に行う必要があると考える。

視察日 平成29年 7月11日(火)

視察先 国土交通省 都市局 都市計画課

視察目的 市街化調整区域内における開発手法について

視察参加者 会派自由クラブ 渡 孝二、代表 松島 岩太、福崎 智之

視察概要

国土交通省 都市局 都市計画課 課長補佐、企画専門官に面談を頂き、古賀市の現状・立地条件及び古賀市総合振興計画における今在家、新原・高木地区の土地利用計画の方向性について概要説明を行い、市街化調整区域内における開発手法等について説明を受けた。

今在家地区

- ① 市街化調整区域において、企業立地に係る造成工事を区画整理事業で行う場合、市街化区域への編入を先行して行う必要があること、このためには、農振除外及び農地転用について、同時並行して県と事前調整を行う必要があること。
- ② 市街化区域への編入については、定期見直し、或いは随時期見直しで行うのか、その編入作業が県によって異なっており、事前調整を十分に行っておく必要があること。

新原・高木地区

- ① インターチェンジから300m以内の区域については、1種・2種農地であれば、3種農地として位置付けられ、原則開発可能である。

但し、甲種農地については非適用ではあるが、当該区域内において、甲種農地が5分の1未満であれば、一団の区域は3種農地として、原則開発

が可能であるとのこと。

- ② 新原・高木地区は、インターチェンジ周辺の一団の農地と考えられることから、都市計画法の運用指針に基づき、20ha以上の区域については、飛び市街化区域への編入が可能であるとのこと。

考 察

今在家地区については、市街化区域編入手続の調整、及び農用地除外及び農地転用についての事前調整を、県担当部局と早急に行う必要があると考える。

また、新原・高木地区については、その開発予定区域がインターチェンジから300m以内に収まらないことから、3種農地としての取り扱いには困難性が高いと推察されるが、都市計画法の運用指針に基づく20ha以上の飛び市街化区域編入、或いは、前述の農地区分の判定見直し及び「改正農工法」の適用について、県農政サイドとの調整が必須であると考え。

視察日 平成30年 1月24日(水)
視察先 茨城県常総市
視察目的 飛び市街化区域編入による土地利用について
視察参加者 会派自由クラブ 渡 孝二、代表 松島 岩太、福崎 智之

視察概要

常総市 産業拠点整備課 課長、課長補佐、道の駅整備推進室 室長に面談を頂き、古賀市の現状・立地条件及び古賀市総合振興計画における新原・高木地区の土地利用計画の方向性について概要説明を行い、常総市における「飛び市街化区域編入による土地利用」の説明を受けた。

○常総市の概要 ()書:古賀市及び倍率

- ・ 行政人口 : 約 64,00人 (約58,700人 1.1倍)
- ・ 行政面積 : 約12,400ha (約4,200ha 3.0倍)
- ・ 市街化区域 : 約 700ha (約 590ha 1.2倍)
- ・ 市街化調整区域: 約 11,700ha (約1,630ha 7.2倍)
- ・ 農地面積 : 約 6,300ha (約 760ha 8.3倍)

○飛び市街化区域編入による土地利用の沿革

- ・ 平成初期～平成24年度
当該地域は、市街化調整区域、農振農用地、更に甲種農地指定区域であり関東農政局との協議において、産業系開発計画は困難を極めた。
- ・ 平成25年度
首都圏中央連絡自動車道及び常総インターチェンジの開通(平成29年2月)を控え、関東農政局からの認可を得るため、上位計画に位置付けるとともに、市の基幹産業である農業の六次産業化の拠点とする『農業と融合する産業団地の形成計画(アグリサイエンスバレー構想)』を策定。
- ・ 平成26年度
構想の実施計画策定から、造成工事、企業誘致までを見据えたデベロッパー選定のため、公募型プロポーザル方式により「戸田建設(株)」を事業協力者に決定。
- ・ 平成27年度
平成27年6月:地権者(104名)で構成する事業推進協議会及び常総市、事業協力者「戸田建設」の三者協定を締結。
平成27年9月:関東・東北豪雨災害により、市の中央を南北に走る「鬼怒川」の決壊により、本計画地を含む市の3分の1が甚大な被害を受ける。

平成28年3月:本事業を復興目標の柱の一と位置付けた「常総市復興計画」を策定。

- ・ 平成28年度
関東農政局との事業計画に基づく協議を開始し、12月同農政局の承認を得、来年度の都市計画決定に向け関係機関との協議を実施。
- ・ 平成29年度
12月、都市計画決定(産業団地エリア:34ha)告示と並行して、土地区画整理事業の事業認可申請を行い、年度末には認可取得予定。
- ・ 平成30年度 事業着手、平成34年度 供用開始

○懸案事項

本事業は、地元農産物の加工・流通・販売が連動した産業団地形成による地域農業の活性化をコンセプトとしており、当該企業の掘り起こしと誘致が今後の課題である。

考 察

常総市の地勢は、関東平野に位置し、市全域に丘陵地は殆ど存在しておらず、特に市の中央を南北に走る国道294号線に沿って広大な水田が広がっており、その全てが農振農用地、しかも上位の甲種農地の指定を受けている中で、その困難性から都市型開発の転換を余儀なくされ、農業を核とした産業団地形成構想による「飛び市街化区域編入」の認可を受けたもので、今後、当該企業の立地が確実に担保されるかが今後の課題と考えられる。

前述のとおり、本市は、常総市の構造と比較しても明らかなように、農業を核とした産業系開発は馴染まないと推察される。

そこで、新原・高木地区の場合、地理的要件及び水田の形態からしても、「飛び市街化区域編入」或いは「改正農工法(農村地域への産業導入の促進等に関する法律)」の何れの開発手法も可能と考えられることから、早急に実施計画を策定し、県協議を行うことが必要と考える。

視察日 平成30年 1月25日(木)
視察先 国土交通省 都市局 都市計画課
視察目的 市街化調整区域内における開発手法について
視察参加者 会派自由クラブ 渡 孝二、代表 松島 岩太、福崎 智之
視察概要

国土交通省 都市局 都市計画課 課長補佐、開発企画調整官に面談を頂き、古賀市の現状・立地条件及び古賀市総合振興計画における今在家、新原・高木地区の土地利用計画の方向性について概要説明を行い、市街化調整区域内における開発手法等について説明を受けた。

- 市街化調整区域の開発については、計画的な開発が望まれる。そのためには、一定の条件に当てはまる場合は、飛び市街化区域編入による開発、もしくは市街化調整区域のまま、市決定である地区計画を貼っての開発が考えられる。
- 市街化調整区域は、都市と農林業の調整のために設けられたもので、何れの開発行為についても、先ず入り口として、農林協議を優先させる必要があること。
- 今般、成立した「地域未来投資法」並びに「改正農工法(農村産業法)」は、農振農用地区域も対象とされているが、何れも、当該自治体で土地利用調整(農用地以外の農地、第3種農地、第2種農地において、企業立地が可能な区域がないかなどの調整)を十分に行った上で、実施計画を作成し県の同意を得る必要があること。

考 察

新原・高木地区の土地利用については、その開発手法を早期に決定し、実施計画等の策定による県関係部局との調整に着手することが先決と考える。

常総市圏央道常総インターチェンジ周辺地域整備事業

概要書

都市エリア



農地エリア



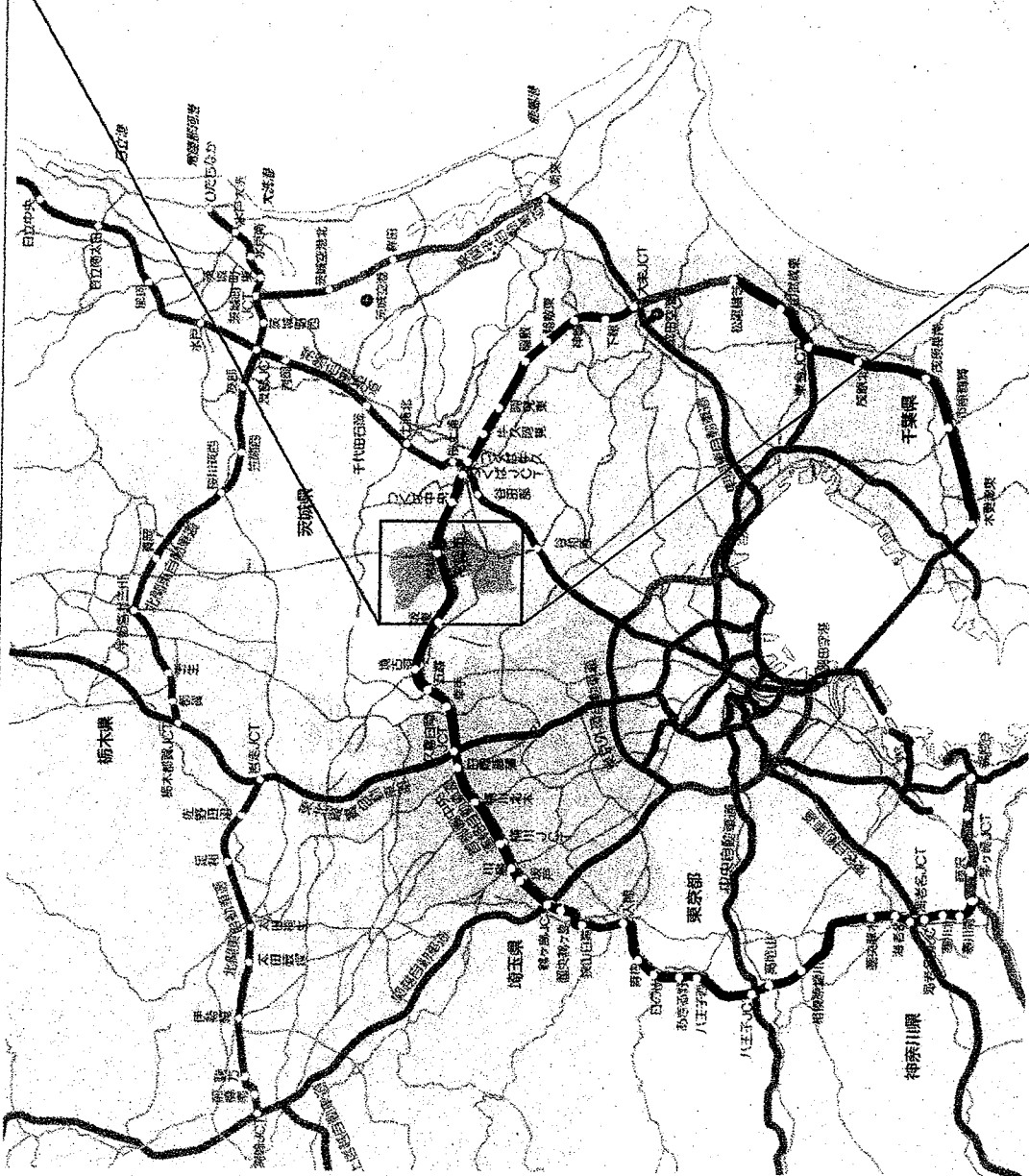
～ 農業との融合による産業団地の形成～
アグリサイエンスバシ－構想



常総市

常総インターチェンジ周辺地区の位置

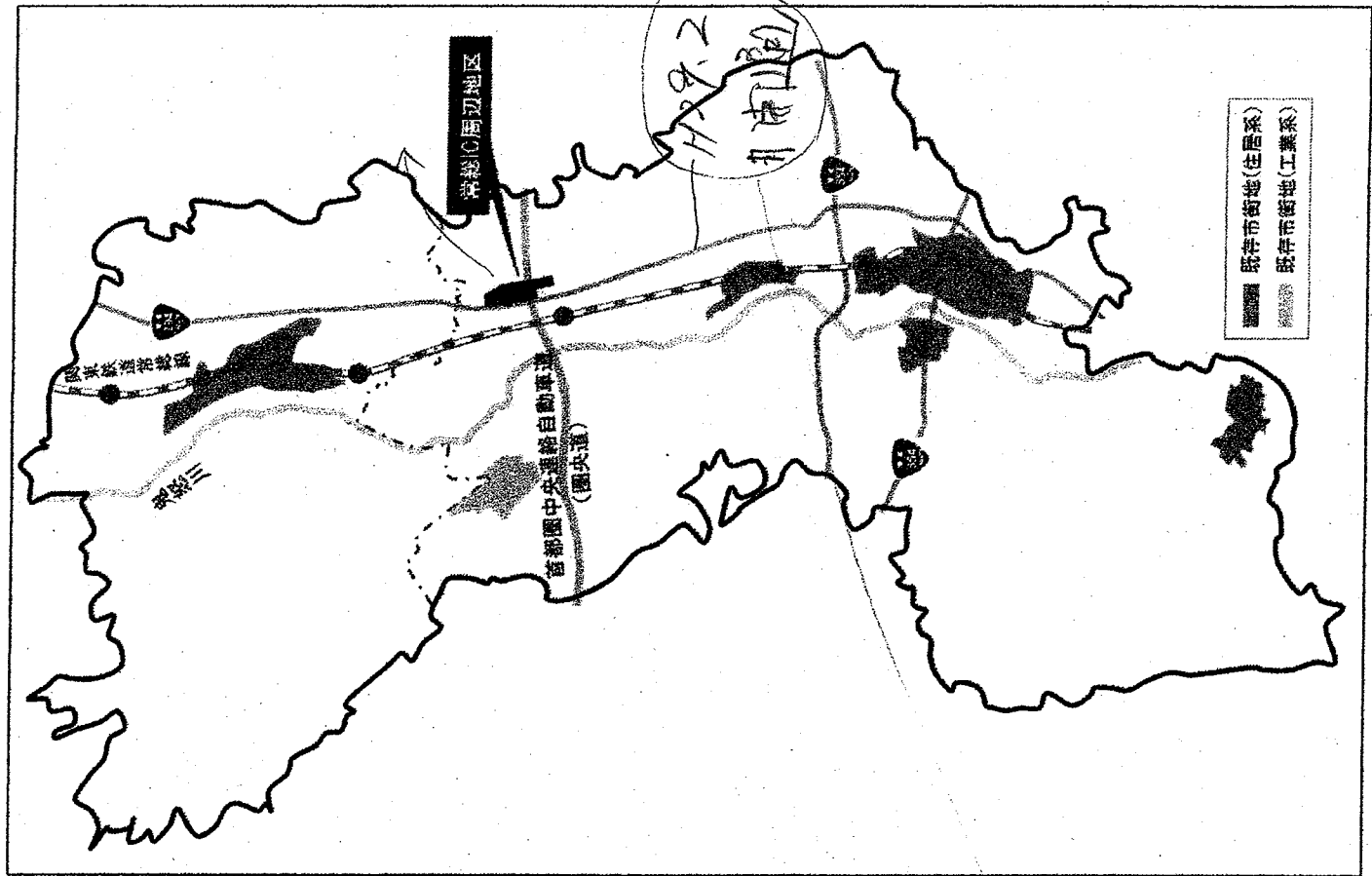
常総市圏中央道常総IC周辺地域整備事業



- 首都圏中央連絡自動車道 (林用済)
 - ▨ 自動車専用道路 (供用済)
 - ▨ 自動車専用道路 (計画・構想)
 - ▨ インターチェンジ
 - 開発(編入)区域
 - 圏域
- ※インターチェンジ番号は現行のものが中心
 圏域は、本圏域に限定

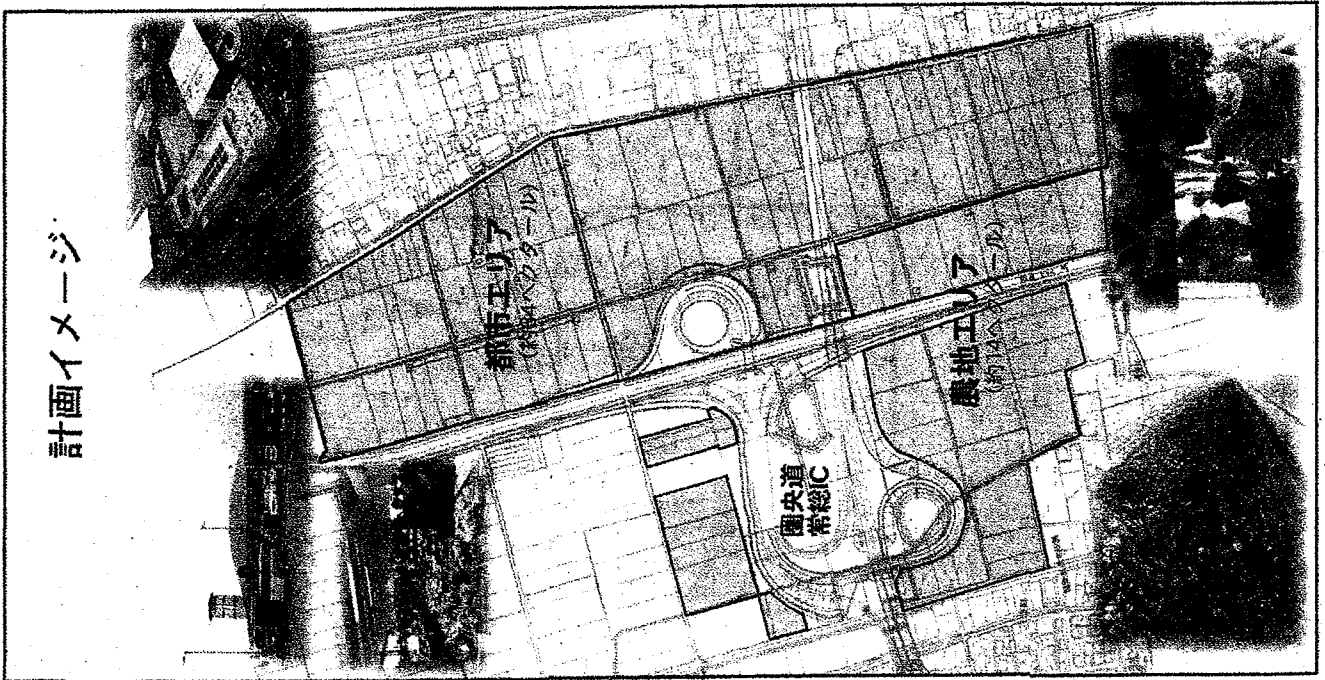


Handwritten signature or initials.



- ▨ 既存市街地(住居系)
- ▨ 既存市街地(工業系)

本市の基幹産業である農業を活性化するためのまちづくりを目指す。



計画イメージ

20ha以上200ha以内は
 農地を確保し、
 農産物の流通・販売を促進する

基本構想 農業との融合による産業団地の形成

アグリサイエンスバレー構想

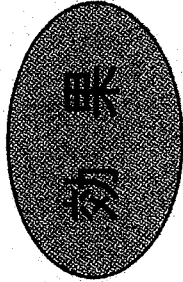
高生産性の農業エリアと加工・流通・販売が連動する産業団地エリアを集積
 生産・加工・流通・販売が一体となった地域農業の核となる産業団地を形成

【主な方針・施策】

農地エリア: 生産エリアとして農地の集約・大区画化を図り、現在の水田から大規模施設園芸施設や観光農園等への転換を計画。

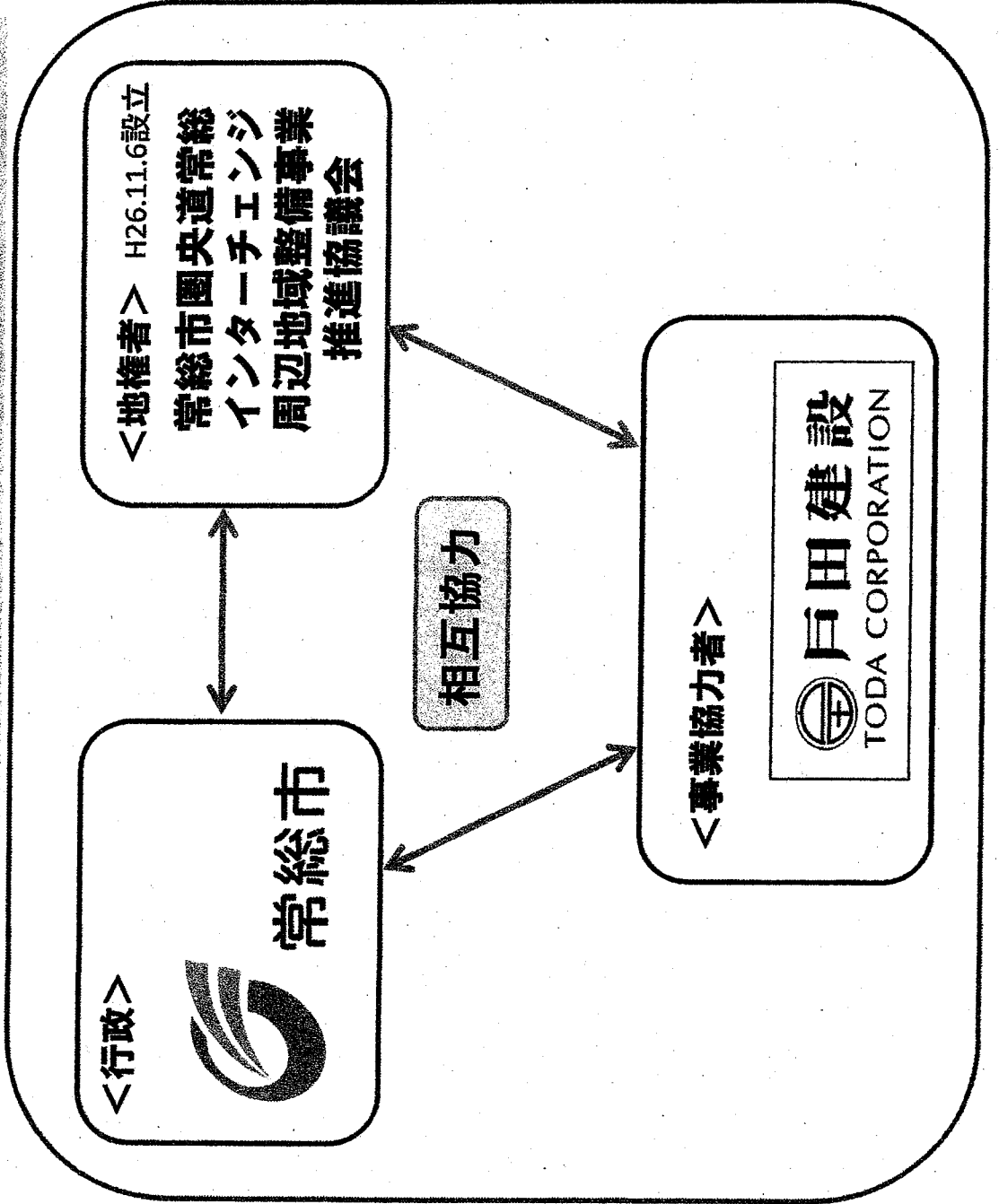
都市エリア: 農業生産物の加工・流通を行う物流・産業系の企業の立地、あわせて販売を受け持つ道の駅及び直販所を設置し、生産エリア及び市内外の農産物の販路の確保と集客を図る。

- ・地域農産物の新たな流通経路の開拓
- ・多様性のある地域雇用の創出
- ・新規就農者の確保(将来的には定住人口へ結びつける)
- ・観光客の増加(市内の経済活性化)
- ・企業誘致による税収アップ



常総市と事業協力者・戸田建設(株)と地権者による推進協議会の3者が一体となって、官民連携で取り組む事業（PPP事業）

3者協定書の締結（H27年6月30日）



<農商工団体の代表>
 圏央道常総インターチェンジ
 周辺開発整備推進本部
 H27.5.12設立

<市議会議員有志>
 圏央道常総インターチェンジ
 周辺開発整備推進議員連盟
 H27.6.24設立

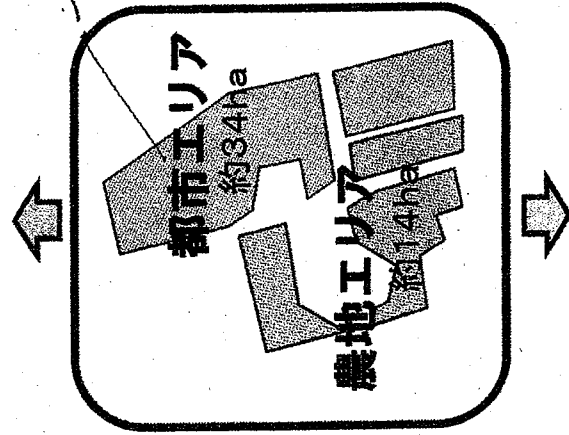
支援・助言

支援・助言

PPP(官民連携)とは
 Public Private Partnership(パブリック・プライベート・パートナーシップ)の頭文字で、行政と民間事業者が協働で住民サービスの向上や事業効率のアップ、地域経済の活性化などに取り組むことを言います。

□都市エリア【土地区画整理事業】 (市街化区域に編入)

市内外の農産物の加工・流通を行う産業・物流系の企業を誘致するとともに販売を受け持つ道の駅等を整備する。

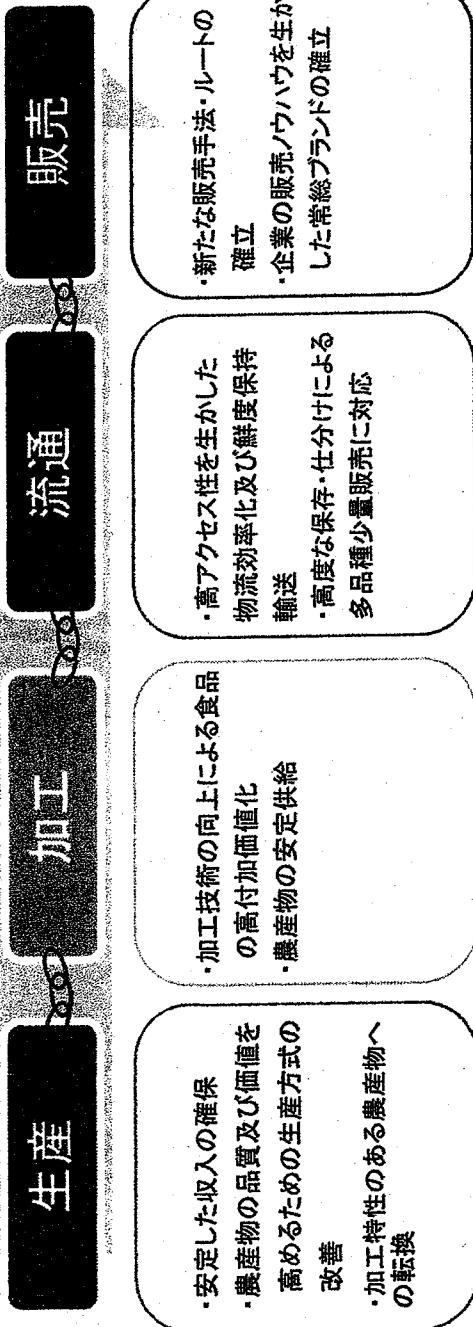


一歩先行形式

アグリサイエンスバレーの実現

生産・加工・流通・販売が一体となった地域農業の核となる産業団地を形成

市場ニーズに適した付加価値向上



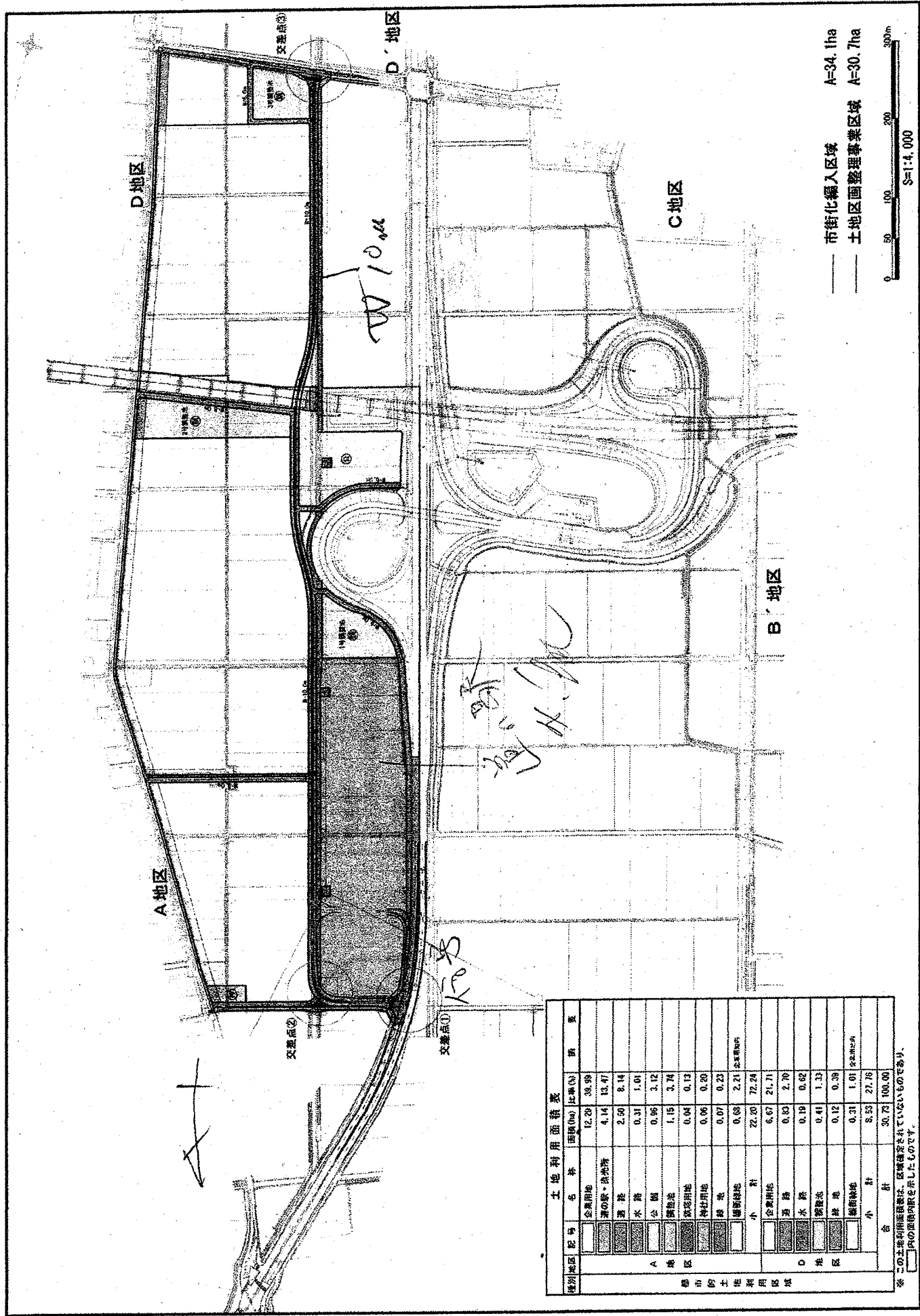
□農地エリア【土地改良事業】 (市街化調整区域のまま)

水田から畑地への転換を図るとともに農地の大区画化を実施し、大規模施設園芸や観光農園を展開する。

常総市
(農家と進出企業等を結びつける体制づくり)

土地利用計画図(案)

常総市圏中央道常総IC周辺地域整備事業



種別	名称	面積(ha)	比率(%)	概要
A地区	企業用地	12.29	30.99	
	道の駅・公共施設	4.14	13.47	
	遊歩道	2.50	8.14	
	水路	0.31	1.01	
	公園	0.96	3.12	
	緑地帯	1.15	3.74	
	公共用地	0.04	0.13	
	神社用地	0.06	0.20	
	緑地	0.07	0.23	
	緑地帯	0.68	2.21	企業用地
小計	22.20	72.24		
B地区	企業用地	6.67	21.71	
	遊歩道	0.83	2.70	
	水路	0.19	0.62	
	緑地帯	0.41	1.33	
	緑地	0.12	0.39	
D地区	緑地帯	0.31	1.01	企業用地
	小計	8.53	27.19	
合計		30.73	100.00	

※この土地利用計画図は、区域指定を待たないものであり、
内の面積比率を示したものです。

